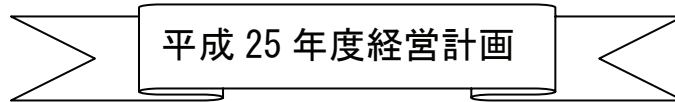


平成 25 年度経営計画について

当協会は、去る 3 月 25 日の理事会において平成 25 年度経営計画を次のとおり決定いたしました。



1. 業務環境

静岡県の景気動向

最近の静岡県内の経済情勢は、甚大な被害をもたらした東日本大震災による影響が収束したものの、日本経済の足かせとなるデフレの長期化や海外経済の減速等の影響により弱めの動きが続きました。年度後半には、政府の金融政策、財政政策、成長戦略からなる経済再生対策が打ち出され、為替は円安に株価は上昇に転じるなど、景気回復への期待も高まっています。

製造部門については、国内外の需要低迷により、特に、輸出依存度の高い輸送機器関連の製造業が大きな影響を受けています。中長期的には製造業における海外進出の一層の進展に伴い、県内の雇用や経済に更なる影響を及ぼす可能性もあり、当面は楽観できない状況が続くものと考えます。

非製造部門については、東日本大震災の影響により小売業やサービス業等で業績が大きく落ち込みましたが、その後は消費マインドの回復等により、持ち直しに向けた動きも見られます。しかしながら、長期間にわたるデフレの影響もあり、本格的な回復にはまだ時間を要すものと考えます。

以上のとおり、県内の景気動向は、不確実性が高まる海外経済の動向や為替の変動リスクなど、マイナス要因も抱えており、先行きは不透明と言わざるを得ない状況にある反面、“アベノミクス”が功を奏して景気が上向くことへの期待が高まっています。

2. 業務運営方針

こうした情勢を踏まえ、当協会は、国が推し進める信用補完制度改革に迅速に対応し、地方公共団体の各種施策に協力するとともに、県下中小企業のニーズを的確に把握し、顧客サービスの向上を図るため、以下のとおり業務体制の充実を図っていきます。

(1) 中小企業の経営力強化

金融と経営支援の一体的取り組みを推進し、中小企業の経営力の強化を図るため、平成24年10月に全国統一の制度として「経営力強化保証」を創設しています。本制度は、融資実行後に、金融機関と国が認定した経営革新等支援機関が連携し、継続的な経営支援を行うことで、中小企業の経営力を強化するものであり、引き続き、積極的に推進していきます。

(2) 資金繰り支援の強化

中小企業金融円滑化法は、平成25年3月末をもって終了しますが、引き続き、企業の財務内容や事業の見通し等を踏まえつつ、返済猶予をはじめとする「条件変更」について柔軟に対応します。また、既存債務を新たな借入で一本化する「借換保証」についても、条件変更の対応と同様に積極的に取り組み、中小企業の資金繰り円滑化に努めていきます。

(3) 電力危機対応への取り組み支援

平成23年10月に「エネルギー需給安定対策保証制度」を創設し、また、静岡県も当協会に歩調を合わせ「新エネ・省エネ設備等導入促進資金」を創設しています。これら制度の特徴は、省エネルギー設備または電力危機対応設備等の導入を後押しすることで、中小企業の安定的なエネルギー確保を促進し、ひいては社会全体としてのエネルギー需給バランスの改善を見据えた点にあり、今後も同制度の周知や利用推進も含め積極的に展開していきます。

(4) 事業継続計画（BCP）の策定促進

東海地震等の発生が懸念される中、被害が甚大とされる静岡県の企業にとっては、事業継続計画（BCP）の策定が重要とされています。このような状況を踏まえ、中小企業に対するBCPの策定を促すべく、平成19年4月に独自の制度として「BCP特別保証」を創設しています。東日本大震災以降は、中小企業のBCPに対する意識も高まっており、また、平成24年4月に商工団体の協力を前提とした新たな仕組みを加え、利便性の向上を図っていることから、同制度の周知や利用推進も含め積極的に展開していきます。

(5) 成長分野に対する事業展開の支援

既存の産業分野から、環境、エネルギー等の新成長分野へ事業展開しようとする前向きな中小企業に対し、金融支援と経営支援を一体的に行い、事業展開の成功を強力にバックアップすることを目的に、平成23年1月に「新事業展開関連保証」を創設しています。平成24年5月には、新事業展開に該当する業種の範囲を見直すとともに、新法人を設立して事業を行う場合についても対象とするなど、適用可能性の拡大を図っています。

新しい成長分野における中小企業の育成は時代のニーズであり、引き続き積極的に推進

していきます。

(6) 期中支援体制の充実

金融支援と経営支援の一体化を図るべく、平成23年6月に新設した「企業支援室」を中心に、金融機関の企業支援部署や関係機関との連携を強化し情報の共有化を推し進めるとともに、大口保証先等に対するモニタリングを実施することで企業の状態を正確に把握するなど、適切な期中支援に努めていきます。

(7) 中小企業支援ネットワークの活用

平成24年10月24日、当協会が事務局となって「しずおか中小企業支援ネットワーク」を構築し、平成24年度は全体会議と連絡会議をそれぞれ1回ずつ開催しました。同ネットワークは、22の金融機関、中小企業再生支援協議会、行政・商工団体等の計34機関の会員で構成されており、今後も定期的な意見交換などを通じ、中小企業の再生支援や経営改善支援において、連携・協調を図っていきます。

(8) 専門家派遣事業の実施

保証利用先企業の経営改善を推し進めることで企業の倒産を抑制し、ひいては代位弁済を減少させるべく、中小企業診断士などの外部の専門家を派遣する「専門家派遣事業」を平成25年度より実施します。

(9) コンプライアンス態勢の強化・充実

コンプライアンスの重要性が社会的に高まっていることを踏まえ、「コンプライアンス室」が中心となり、コンプライアンスに関する事項について適切かつ迅速に対応しています。また、誠実かつ公正な事業活動を遂行していくためには、役職員一人ひとりが高い倫理観とコンプライアンス意識を持つことが重要であり、引き続き研修等を実施しコンプライアンス意識の更なる向上を図っていきます。

3. 事業計画

平成 25 年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

（単位：億円）

項目	年度	平成 25 年度	
	金額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
保証承諾	4,133	99.5%	99.0%
保証債務残高	15,956	88.9%	92.6%
代位弁済	450	107.1%	101.8%
実際回収 (元金、損害金の合計額)	73	89.3%	105.1%